⑮　一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加　2⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も4⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者）の「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月１日付国土交通省東北地方整備局副局長他７者公示）別記に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、近畿地方整備局総務部経理調達課（〒650―0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地　電話078―391―7576）においても当該一般競争参加資格の決定に係る申請を受け付ける。

⑯　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Eiji Naruse Vice Director General of Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract :

①　Construction work ⑵ of the incidental facility for the waterway, Port of Kobe

②　Construction work ⑶ of the incidental facility for the waterway, Port of Kobe

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 25 September 2019

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 14 : 00　28 November 2019 (tenders brought with : 14 : 00　28 November 2019 or submitted by mail : 14 : 00　28 November 2019)

⑹　Contact point for tender documentation : Kengo Matsubara Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 29 Kaigandori Chuo-ku Kobe-city, 650―0024, Japan TEL 078―391―7576

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年８月26日

（契約責任者）

西日本高速道路株式会社　関西支社

支社長　永田　順宏

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　27

○第31号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　和歌山高速道路事務所管内　南地区橋梁耐震補強工事（その１）（不落札協議対象・電子入札対象）

⑶　工事場所　阪和自動車道

自）和歌山県和歌山市栗栖

至）和歌山県御坊市野口

⑷　工事内容　本工事は、和歌山高速道路事務所が管理する高速道路のうち、和歌山ＩＣ～御坊ＩＣ間にある橋梁10橋の耐震補強を行うものである。

⑸　工事概算数量

橋脚補強工　約110基

縁端拡幅工　３箇所

落橋防止構造設置工　約40箇所

支承取替工　約10基（14支承線）

水平力分担構造　約40基（10支承線）

段差防止構造設置工　約30基（４支承線）

⑹　工期　契約締結日の翌日から900日間

⑺　使用する主要な資機材

コンクリート　約2,400㎥

鉄筋　約350ｔ

鋼製部材の製作　約200ｔ

⑻　本工事は資料の提出、入札等を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。なお、電子入札によりがたい者は、契約責任者に届出を行い、紙入札方式によることができる。

⑼　本工事は、「企業の基礎的な技術力」及び「企業の高度な技術力」として入札説明書に参考として示した図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）又はそのうちあらかじめ指定する部分（以下「標準案」という。）に係る具体的な施工計画その他の提案（以下「技術提案」という。）について記述した確認資料の提出を求め、入札価格とその他の技術的要素を総合的に評価した結果、西日本高速道路株式会社にとって最も有利な入札者を落札者とする総合評価落札方式の工事である。

⑽　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑾　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑿　紙入札方式の場合⑾の単価表は原則として電磁的記録媒体（ＣＤ―Ｒ）で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表を提出するものとする。

⒀　本工事は、総価単価契約の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、変更契約等における協議の円滑化を図るため、落札決定から契約締結までの間に発注者及び落札者が協議を行って、総価契約の内訳として項目ごとの金額（以下「単価」という。）を合意することとする。

総価単価契約の実施にあたっては、単価を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとするが、落札者が希望した場合及び協議開始から14日以内に単価個別合意方式による単価合意が成立しなかった場合は、単価を包括的に合意する方式（以下「単価包括合意方式」という。）により行うものとする。

⒁　本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費　労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

労務管理費　募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

⒂　本工事は不落札協議の対象工事であり、落札者がいないとき又は再度の入札、不落札後の随意契約に付しても落札者がいないときに、当該入札手続が終了した旨を明らかにした上で、入札参加者に対して協議を要請する場合がある。

不落札協議は、不落札となった工事の単価、歩掛り、施行方法その他の技術的事項について、入札時において提出された単価表その他会社が求める資料に基づき会社・入札参加者の双方が確認するものである。

⒃　本工事は、入札前価格見積方式の対象工事である。入札前価格見積方式とは、金抜設計書の摘要欄に「見積対象」と記載した項目について、この工事の入札に参加を希望する者から競争参加資格等確認申請と併せて見積書の提出を求め、見積書提出後、西日本高速道路株式会社にて、見積書に記載された内容が、設計図書の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて審査を行い、必要に応じ入札者と見積書の内容の確認（以下「技術確認」という。）を行い、その結果に基づき、最も適正な価格であると認めた価格を活用して契約制限価格の設定を行う方式をいう。

⒄　本工事は、継続契約方式の対象工事である。継続契約方式とは、入札説明書に示す別の工事を後発工事とし、当該後発工事を本工事の受注者と随意契約により別途契約する契約方式をいう。なお、後発工事の契約条件等は入札説明書に示す。